



関係各位

社団法人 日本建築家協会（JIA）関東甲信越支部
保存問題委員会 委員長 左 知子
千代田地域会 代 表 赤堀 忍

九段小学校・幼稚園施設整備計画の公開資料等についての
質疑書提出のご報告（要約）

この度、千代田区教育委員会教育長並びに子ども施設課宛、以下の諸点につきまして、
質疑書を提出させていただきました。

今後の協議会の際に確認していただき議論を深めていただければ幸いです

各項目につきましては、書面にてご回答をいただけるよう、お願いしております。

（目次）

1．最新の建築基準法施行令の改正について	p . 2
2．コンクリートの中性化のイメージ図等について	p . 2
3．階段の蹴上寸法について	p . 2
4．普通教室の採光面積について	p . 3
5．建物の高さ制限について	p . 4
6．教室の所要単位面積について	p . 5

（補足事項） p . 6

- 1．九段小学校校舎の歴史的・文化的価値などについて
- 2．「復元的保存」という用語について

以下は要約版です。

1. 最新の建築基準法施行令の一部改正について

(建物を保存する場合の制限について)

質問

今後の協議会では、保存活用案の検討のため、新しく「建築基準法施行令の一部改正」を考慮に入れたケーススタディの提示が必要となったと考えられますが、どのような対応を検討されていますでしょうか。

2. コンクリートの中性化のイメージ図等について

(コンクリートの中性化とクラックは別の事柄です)

質問

「平成 21 年度の耐震診断時に比べコンクリートの中性化が進んでいた」とありますが、どの程度中性化が進んだのか、また、どの程度のクラックがあったのか、具体的な資料でご教示いただけるよう、お願いいたします。

3. 階段の蹴上寸法について

(文献からの検証)

質問

文献によりますと、蹴上寸法は 15.38 cm となり、現行の建築基準法に適合しています。協議会の資料どおり蹴上が 16.5 cm とすれば、階段の段数が 23 段であるか、階高が 3.8m よりも大きい数値であるかのいずれかということになりますので、事実関係の照合をお願いします。

4. 普通教室の採光面積について

(文献からの検証)

質問

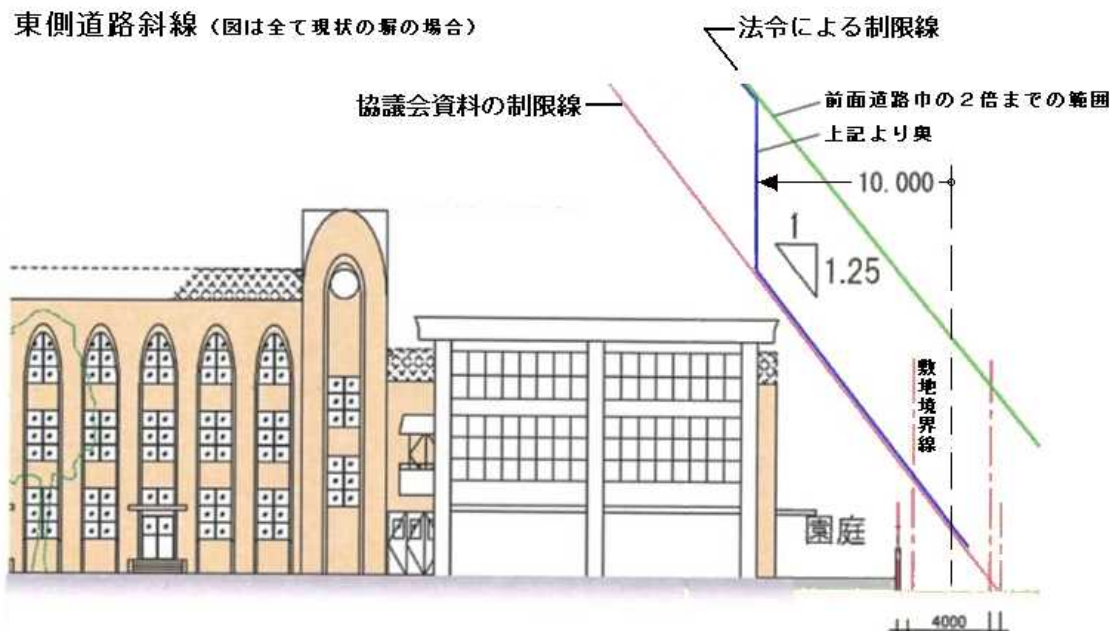
建築基準法によれば、特徴的なデザインである窓の形状を変更しなくても十分に採光面積を確保していると思われませんが、協議会の資料で「法的基準である床面積の 1/5 の採光を確保するには窓を拡張する必要があるため構造体にも影響があり、改修することが困難です」とある理由をお示しいただきたいと思ひます。

5. 建物の高さ制限について

(建築基準法の斜線制限について)

質問

第2回協議会の資料に示された「CASE - 1」では、法令による斜線制限とは異なる制限線により、体育館部分のボリューム・形状が著しく制約され、「高さ制限のため、プールは日照の確保できない地下への設置となります」とし、一方では「体育館棟の規模が大きくなるため、校舎の時計塔が隠れてしまいます」と、ありますが、基準法に従えば、高さの制約はより緩やかで、プランニング次第で様々な解決が可能と考えられます。別途規制理由があればお示しいただきたいと思います。



6. 教室の所要単位面積について

(普通教室の所要単位面積についての創造的な対応)

質問

普通教室の単位面積と児童数の関係について、九段小学校の要望、今後の見通し等について、どのように把握されているか、ご教示いただきますよう、お願いいたします。

(補足事項)

1. 九段小学校校舎の歴史的・文化的価値などについて

九段小学校の既存校舎は、すでに、経済産業省により「近代化産業遺産」、千代田区により「景観まちづくり重要物件」に指定されていますが、さらに、次のことが指摘できるほどに、その歴史的・文化的価値は高いものと言えます。

国の登録有形文化財の条件(注)を満たしており、申請すれば登録され得ること
千代田区指定文化財や東京都指定文化財とすることも可能なこと
愛媛県の日土小学校のように、おそらくは将来的には国の重要文化財にも指定され得ること

(注)登録有形文化財登録基準(文部科学省告示第44号)

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

また、長い間地域にあって親しまれ、多くの卒業生が育った区立小学校では、地域のアイデンティティを支えるシンボルとしての価値、歴史を証言する事物に子どもたちが直に触れ合うことによる教育的価値が目立ちます。近年「文化財」の制度上の取扱いは柔軟になっており、現在の教育環境に合わせた改修例が増えています。

2. 「復元的保存」という用語について

協議会の資料では、「復元的保存」として「エレメント保存」「インテリア保存」「部分保存」「外壁保存」の4つが挙げられていますが、これらは「復元」とは別の範疇で、一部を保存する場合の保存箇所による分類です。また、建物を全て解体してイメージのみを継承する案(CASE-2)を「復元的保存案」と同資料にて称されていますが、歴史的建造物の保存についての通念では、これは「復元」、「保存」のいずれとも見做されません。

「東京駅丸の内駅舎」(国の重要文化財)が「復元」の事例として資料にあります。イメージ継承を「復元的保存」と称することによって、「復元的保存案」として東京駅が一番いい見本だと思う(議事録より)」というような概念混乱が発生する恐れがあります。

(以上)